一般社団法人 日本神経病理学会
学術研究会等の演題登録・発表における倫理的配慮に関する規定

日本神経病理学会総会学術研究会および各地方会の演題は，発表の内容により，厚生労働省等による各種関連法令・指針・通知（薬機法，再生医療法，臨床研究法，生命科学・医学系研究指針など）日本医学会連合による学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針，および所属施設が定めた倫理規定を遵守する必要があります。

令和8年度からは，倫理審査等を必要とする研究内容の場合，学術研究会の演題登録の際に，当該委員会の承認を得て研究が行われたことを申告していただきます。倫理審査等を必要とする研究で，審査・承認を得ていない場合は，学術研究会に演題を応募できなくなります。倫理審査が必要かどうかの判断には，別紙の「応募演題のカテゴリーを判断するためのフローチャート」を参照してください。

倫理審査が必要となった場合，発表者はあらかじめ所属施設等での倫理審査委員会で承認を得ている必要がありますので，早めのご対応をお願いします。所属施設に倫理審査委員会等が設置されていない場合には，大学等の大規模施設や医師会の倫理審査委員会等で審査を受けることも可能です。

一般社団法人日本神経病理学会では，年次総会学術研究会および各地方会の演題登録から発表までの一連の学術活動において，遵守すべき倫理規定を以下に制定します。

参考

1. 医学研究に関する指針一覧
   https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html
2. 日本医学会連合による学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針
   https://www.jmsf.or.jp/initiatives/page_883

一般社団法人日本神経病理学会の学術研究会における演題発表のあり方に関する倫理規定

A 演題応募の前に行うべき倫理審査の基準

1. 基本的には，日本医学会連合による「学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針」に従い，発表内容に必要な倫理的手続きについては資料1のチェックリスト(23-25頁)の利用も推奨する。
2. 必要に応じて，当学会独自のフローチャートも利用されたい。

注) 症例報告は必ずしも倫理審査委員会の承認を得る必要はありません。ただし，原則として本人または代諾者の何らかの同意(書面または口頭による同意取得および記録)が必要です。症例報告やケースシリーズの発表については，対象となる個人のプライバシー保護に十分配慮し，人権が十分に保護される内容でなければなりません。症例の報告であっても研究目的の侵襲・介入がある場合，または，比較検討・統計解析・薬物動態研究等の観察研究の解析内容を含むものである場合は，倫理委員会の承認を得る必要があります。詳細は日本医学会連合による「学術集会への演題応募における倫理的手続きに関する指針」を参照してください。また，必要に応じて簡易フローチャートもご利用ください。

B 抄録作成～演題登録の際に留意すべきこと

1. 演題登録者は倫理審査に関する状況を入力することを必須とする。
2. 演題内容に倫理的問題がないことを応募の条件とする。演題内容に倫理基準の問題がなければ抄録本文に明記する必要はない。
3. 抄録作成に際しては，この倫理指針に加えて「ヘルシンキ宣言」，「医学研究に関する指針」，「倫理手続きに関する指針(日本医学連合)」などを遵守し，演題名と抄録内容に特定の個人および施設名が特定されうる情報を含まないことなどを確認したうえで，著者の責任で応募する。
4. 倫理審査等を必要とする研究で，審査・承認を得ていない場合は学術集会に演題を応募できない。

C 学術研究会での演題発表における個人情報保護に関する指針

C-1：演題発表および展示標本の取り扱いに関する指針

① 演題発表に際しては発表者が倫理的責任を負うものとする。

② 顔を含めた提示の場合には，原則として日本医学会連合の指針に従うものとする。顔を含めた提示は，提示方法も含めて十分に説明した上で，本人または代諾者の同意を得る。

③ 展示標本に個人を特定できる情報(患者カルテ ID 番号，患者氏名，生年月日)が含まれる場合は，適切なマスキングを施し，透見できない状態とする[注)]。ただし，病院・施設名，仮名加工された病理番号，年齢，性別についてはこの限りでない。

④ 展示標本には必要最小限の情報(解剖学的部位，染色名・免疫組織化学名など)のみを記入する。

⑤ 学術研究会の主催者は，倫理委員会委員と共同して，標本ラベルに含まれる個人情報が適切にマスキングされていることを確認する。

⑥ 学術研究会の参加者は，マスキング不十分な標本を発見した際には学術研究会の主催者に連絡し，連絡を受けた主催者は，演者に対して十分なマスキングの要請やマスキング作業の技術的支援など適切な措置を講じる。

⑦ Diagnostic Slide Session における個人情報保護に関する確認作業については，抄録の査読からバーチャルスライド画像の確認に至るまで，Diagnostic Slide Session 委員会が担当する。

注）展示標本のマスキングは，使用する材料の種類を問わず，個人情報が完全に覆い隠された状態が展示期間を通じて維持され，容易に剥がれることのないようにしてください。なお，マスキングの材料が分からない場合は，日本神経病理学会事務局（jsnp@shunkosha.com）を通じて，倫理委員会にお問い合わせください。

C-2：プログラム・抄録集の公開範囲

① 一般への情報公開は演者・演題名のみとする。

② 抄録本文を含むプログラム・抄録集（冊子体）は会員（無料）および非会員の参加登録者（希望者には有償）のみに配布し，電子ファイルは会員ページでのみダウンロード・閲覧可能とする。地方会主催者が参加登録者に電子ファイルを配布する場合はパスワード制限付きとする。

D その他

本倫理規定に関しては，必要に応じて倫理委員会で審議を行い，適宜，加筆・修正を行うものとする。

2026年05月13日　第1版　倫理委員会作成
2026年05月26日　理事会承認

応募演題のカテゴリーを判断するためのフローチャート

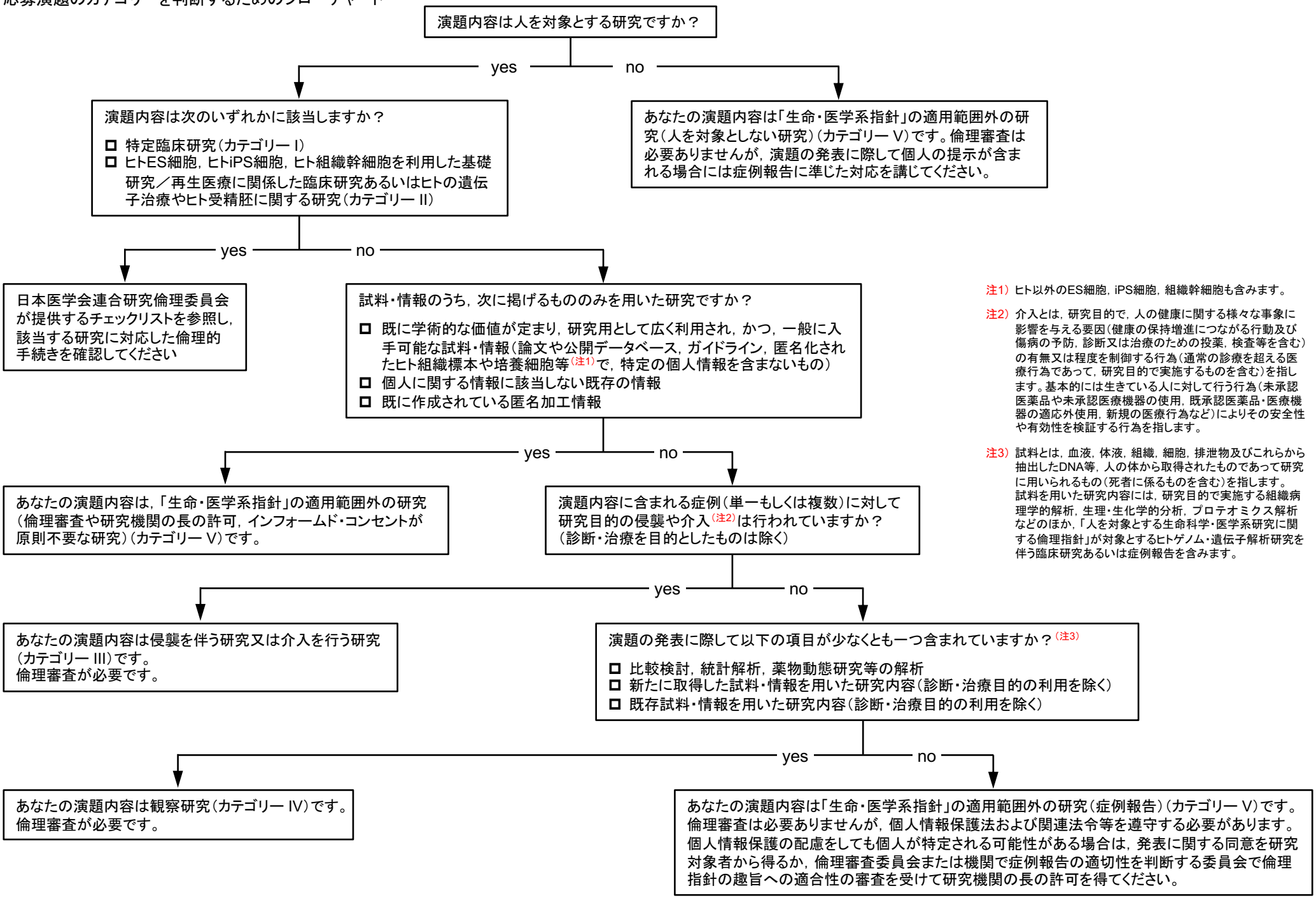

注1）ヒト以外のES細胞，iPS細胞，組織幹細胞も含みます。

注2）介入とは，研究目的で，人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動及び傷病の予防，診断又は治療のための投薬，検査等を含む）の有無又は程度を制御する行為（通常の診療を超える医療行為であって，研究目的で実施するものを含む）を指します。基本的には生きている人に対して行う行為（未承認医薬品や未承認医療機器の使用，既承認医薬品・医療機器の適応外使用，新規の医療行為など）によりその安全性や有効性を検証する行為を指します。

注3）試料とは，血液，体液，組織，細胞，排泄物及びこれらから抽出したDNA等，人の体から取得されたものであって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む）を指します。
試料を用いた研究内容には，研究目的で実施する組織病理学的解析，生理・生化学的分析，プロテオミクス解析などのほか，「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が対象とするヒトゲノム・遺伝子解析研究を伴う臨床研究あるいは症例報告を含みます。